

令和5年度第11回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年8月8日 (火曜日)
開催場所 市長公室
開始時間 午前 10時00分
終了時間 午前 11時15分

庁議内容	
付議	1 今後の基本構想及び基本計画の策定期間について
	2 国立市空家等対策計画の策定と今後のスケジュールについて
	3 国立市手話言語条例案について
議題	4 令和5年度第3回定例会提出議案について
報告事項	5 令和4年度決算について
その他報告	6 多摩東京移管130周年記念イベントについて

出席者(13名)

庁議メンバー (12名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 議会事務局長 教育部長
代理出席者 (1名)	環境政策課長(生活環境部長代理)

【付議】 1. 今後の基本構想及び基本計画の策定期間について 説明員：政策経営課長 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり) 2. 国立市空家等対策計画の策定と今後のスケジュールについて 説明員：まちの振興課長 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり) 3. 国立市手話言語条例案について 説明員：しょうがいしゃ支援課長 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
【議題】 4. 令和5年第3回定例会提出議案について 説明員：各部長 <内容> 令和5年第3回定例会提出議案について概要説明を行った。
【報告事項】 5. 令和4年度決算について 説明員：政策経営課長 <内容> 令和4年度決算についての報告があった。
【その他報告】 6. 多摩東京移管130周年記念イベントについて 説明員：政策経営課長 <内容> 多摩東京移管130周年記念イベントについての報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年8月8日開催）

付議事案名：今後の基本構想及び基本計画の策定期間について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

- 付議目的（理由）
第5期基本構想第3時基本計の策定に先立ち、今後の基本構想及び基本計画の策定期間及び計画期間について、庁内合意を得るため付議するものである。
- 経過及び現状
令和5年5月～7月 基本構想検討委員会における検討（計3回）
- 具体的な措置
別紙「第3次基本計画の策定及び総合基本計画のあり方検討について」の内容を庁議で確認し、市議会へ報告する。その後、市議会からの意見などを踏まえ、次期計画の策定期間について決裁により決定する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】
特になし

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年8月8日開催）

付議事案名：国立市空家等対策計画の策定と今後のスケジュールについて

提案課 生活環境部 まちの振興課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づき、空家等の発生予防をはじめ、適正な管理や利活用等に関して総合的かつ計画的に推進していくため、国立市空家等対策計画の策定をいたしたく、その策定に向けたスケジュールを含め、庁内の合意形成を図るため付議するものである。
2. 経過及び現状
令和5年6月 まちの振興課にて骨子案を作成。国立市空家等対策審議会に対し同骨子案をベースに今後計画を策定していく旨を報告。
3. 具体的な措置
国立市空家等対策庁内連絡会および国立市空家等対策審議会からの意見等を踏まえて計画案を作成。令和6年度中に公表することを目標とする。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

- 【主な意見・質疑等】
・空家対策として、福祉的な要素をどのように加味するかについてはどのような議論になっているか。
→ 今のところ特に議論にはなっていない。
- 【指示事項】
・スケジュールについては、内部での検討やパブコメ、審議会及び議会等の手続を踏まえ、再度調整すること。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年8月8日開催）

付議事案名：国立市手話言語条例案について

提案課 健康福祉部 しょうがいしゃ支援課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

- 付議目的（理由）
国立市手話言語条例案について、庁内合意を図ることを目的に付議するものである。
- 経過及び現状
令和2年8月に、当事者団体等が参加した条例の調査研究会にて議論を開始した。令和3年7月に聴覚しょうがいしゃのコミュニケーション手段等に関する実態調査を実施した。その後、令和5年1月まで調査研究を重ね、条例素案を作成した。令和5年4月から5月にかけて、条例素案のパブリックコメント及び市民説明会を実施した。
- 具体的な措置
令和5年第3回定例会に条例案を提出する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

- 【主な意見・質疑等】
- この条例は情報保障を求める内容となっており、対応が必要になるのではないかと。
→ 情報保障は市として行っていくが、手話が言語として認められることがこの条例の趣旨である。
 - 聴覚にしょうがいを持つ市民に対する、発災時の対応はどうなっているかと。
→ 手話通訳団体と協定を結び、災害時の対応を決めている。また、防災無線が使えないしょうがいしゃの方のためにLINEを利用した連絡を行う。